



記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

Q & A

Q1 申請手数料はいくらですか？

A1 原則として、新規許可は90,000円、更新は50,000円、業種追加は50,000円です。詳しくは、「建設業許可申請の手引き」の27ページをご覧ください

Q2 貼付するのは収入印紙ですか？

A2 いいえ、奈良県収入証紙をお願いします。収入印紙では受付できませんので、ご注意ください

Q3 奈良県収入証紙はどこで購入することができますか？

A3 「<http://www.pref.nara.jp/15533.htm>」（奈良県会計局HP「奈良県収入証紙について」）をご覧ください